

○長崎市まちづくり団体活動費補助金交付要綱

[平成13年長崎市告示第389号]

改正 平成14年4月1日告示第185号

平成24年4月1日告示第254号

平成29年10月19日告示第817号

令和3年4月6日告示第330号

改正 令和8年3月26日告示第225号

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の定めるところにより、住民主体によるまちづくり活動を推進することによつて住環境の改善、都市機能の更新等を図るため、まちづくり団体に対し長崎市まちづくり団体活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり団体」とは、市長が別に定める区域における市街地の整備（地区住民（地区内の権利者等を含む。以下同じ。）が当該地区において土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため自主的に建築物その他の工作物を建設すること、又は歴史的な資産の活用や町並み保全のため自主的に建築物その他の工作物の改造を行うこと等をいう。）を促進することを規約又は定款で定め、当該地区の住民が主体となつて構成する団体で、かつ、次の各号のいずれかの活動を行うものをいう。

- (1) 一定の地区における市街地の整備に関する調査研究、地区住民への啓発活動等を行うことができ、かつ、定期的な活動を行うことができるもの（以下「1号団体」という。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項に規定する市街地開発事業の実施の準備を目的とした事業実施予定地区内の権利者の大部分が加入又は賛同している団体で、当該事業に関する調査研究を行い、その成果を地区内権利者に周知させることができ、かつ、定期的な活動を3月以上継続しているもの（以下「2号団体」という。）
- (3) 前2号に規定するもの以外の団体で、市街地の整備に関する構想の策定及び整備手法等の調査研究などを行い、その成果を地区住民に周知させることができ、かつ、定

期的な活動を3月以上継続しているもの（以下「3号団体」という。）

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 地区整備方針の作成に要する経費及び地区整備提案の作成に要する経費
- (2) 地区整備のための条件整理に要する経費及び整備手法の研究に要する経費
- (3) 関係権利者等の意向調整、理解促進及び合意形成を図るために要する経費
- (4) 図書の購入、広報誌及びパンフレット等の作成並びに頒布に要する経費
- (5) 会合、講演会及び研修会の開催並びに参加に要する経費

ア 会合及び講演会等の開催に伴う会場借上料

イ 代表者等の研修会への参加に伴う経費

ウ 講師等の招請に伴う経費

(6) 代表者等の先進地視察等に要する経費

(7) 事務所の設置及び運営に要する経費

ア 事務所の借上料（敷金及び礼金を除く。）

イ その他事務所の運営に要する経費

(8) その他の経費

ア 関係機関との連絡調整に要する経費

イ その他まちづくり団体の運営に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める経費は、当該団体に対する補助金の対象経費から除く。

(1) 1号団体 前項第3号及び第7号

(2) 3号団体 前項第1号

（補助金の限度額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に規定する金額を限度とする。

(1) 1号団体 100,000円

(2) 2号団体 500,000円

(3) 3号団体 500,000円

2 補助金の交付は、年1回とし、1号団体にあつては2回、2号団体及び3号団体にあつては5回を限度とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条に定める団体が既にこの要綱による補助金の交付を受けているときは、その交付を受けた回数を前項に規定する補助金を交付する限度として定めた回数から減じるものとする。

(他の補助事業等との併用の禁止)

第5条 他の要綱により補助を受けようとする団体は、この要綱に基づく補助金の申請をすることができない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約又は定款
- (2) 団体員及び団体役員名簿
- (3) 活動計画書

2 規則第3条第2項の規定により、同条第1項に掲げる添付書類のうち事業計画書の添付は省略する。

3 申請書の提出期日は、補助対象年度の9月30日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

4 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(規約又は定款に定めるべき事項)

第7条 前条第1項第1号に規定する規約又は定款は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 活動の目的
- (3) 活動の対象となる地区
- (4) 活動の内容

- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(補助の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管するものとする。

(取得財産等の管理)

第9条 補助事業者は、取得財産等（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した規則第19条各号に掲げる財産をいう。以下同じ。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者等は、規則第19条の規定による承認を受けようとする場合は、財産処分申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた資産とし、同条に定める市長が別に定める期間は、当該資産の耐用年数とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条第2号の規定による実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 団体活動概要書
- (2) 成果品

- 2 実績報告書の提出期日は、補助事業が完了した日から10日以内とする。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 第6条第4項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、規則第12条の実績報告書を提出するときに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

- 2 第6条第4項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、規則第12条の実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずることがあるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第21条の規定により規則第13条の規定による補助金の交付額の確定通知は、省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。  
(長崎市街地整備推進団体補助金交付要綱の廃止)
- 2 長崎市街地整備推進団体補助金交付要綱(平成2年長崎市告示第89号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の長崎市市街地整備推進団体補助金交付要綱により補助金の交付を受けた団体は、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。  
(この要綱の失効)
- 4 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則(平成14年4月1日告示第185号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成24年4月1日告示第254号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市まちづくり団体活動補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の予算に係る補助金から適用し、平成23年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月19日告示第817号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月6日告示第330号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の長崎市まちづくり団体活動費補助金交付要綱及び第2条の規定による改正前の長崎市公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（区域）

本河内1丁目の一部、本河内2丁目の一部、本河内3丁目の一部、矢の平1丁目の一部、矢の平2丁目、矢の平3丁目の一部、矢の平4丁目の一部、白木町の一部、八つ尾町の一部、中川1丁目、中川2丁目の一部、新中川町、桜馬場1丁目、桜馬場2丁目、新大工町、伊勢町、伊良林1丁目、伊良林2丁目、伊良林3丁目、風頭町、彦見町、寺町、八幡町、麴屋町、出来大工町、馬町、炉粕町、勝山町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、魚の町、栄町、古川町、東古川町、銀屋町、賑町、万屋町、築町、浜町、銅座町、鍛冶屋町、油屋町、高平町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、弥生町、三景台町の一部、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、出島町、江戸町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、大黒町、尾上町、八千代町、御船蔵町、浜平1丁目、浜平2丁目の一部、西坂町、中町、上町、筑後町、玉園町、八百屋町、立山1丁目、立山2丁目、立山3丁目、立山4丁目、立山5丁目の一部、上西山町、下西山町、西山本町、西山1丁目の一部、西山2丁目の一部、西山3丁目の一部、西山4丁目の一部、西山台1丁目、西山台2丁目の一部、片淵1丁目、片淵2丁目、片淵3丁目の一部、片淵4丁目の一部、片淵5丁目の一部、夫婦川町、鳴滝1丁目の一部、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目の一部、宝栄町、岩見町の一部、春木町の一部、竹の久保町、梁川町の一部、淵町の一部、稲佐町の一部、光町、曙町、弁天町、旭町、江の浦町の一部、平戸小屋町の一部、大鳥町の一部、丸尾町、水の浦町の一部、大谷町の一部、飽の浦町の一部、秋月町の一部、入船町の一部、塩浜町の一部、岩瀬道町の一部、東立神町の一部、西立神町の一部、西泊町の一部、小江原1丁目的一部分、小江原2丁目的一部分、木鉢町1丁目的一部分、木鉢町2丁目的一部分、小瀬戸町の一部、船大工町、本石灰町、丸山町、寄合町、中小島1丁目、中小島2丁

目、西小島1丁目、西小島2丁目、館内町、稲田町、中新町、十人町、籠町、新地町、梅香崎町、常盤町、相生町、大浦町、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町の一部、椎の木町、高丘1丁目、高丘2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1丁目の一部、星取2丁目の一部、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目の一部、上田町、南山手町、松が枝町、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町、国分町、小菅町、戸町1丁目、戸町2丁目の一部、戸町3丁目の一部、戸町4丁目、戸町5丁目の一部、上戸町の一部、上戸町1丁目、上戸町2丁目、上戸町3丁目、上戸町4丁目の一部、新戸町1丁目の一部、新戸町2丁目、新戸町3丁目の一部、新小が倉1丁目の一部、新小が倉2丁目、小ヶ倉町1丁目の一部、小ヶ倉町2丁目の一部、小ヶ倉町3丁目の一部、磯道町の一部、古道町の一部、京太郎町の一部、三和町の一部、土井の首町の一部、毛井首町の一部、平瀬町の一部、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町の一部、柳田町の一部、江川町の一部、末石町の一部、竿浦町の一部、平山町の一部、深堀町1丁目の一部、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目の一部、深堀町6丁目的一部分、早坂町の一部、田手原町の一部、田上1丁目的一部分、田上2丁目、田上3丁目的一部分、田上4丁目的一部分、宝町、幸町、天神町、銭座町、上銭座町、緑町、茂里町、目覚町、岩川町、川口町、浜口町、平野町、平和町、坂本1丁目、坂本2丁目的一部分、坂本3丁目的一部分、松山町、岡町、橋口町、上野町、本原町、扇町、石神町、辻町、小峰町、三原1丁目的一部分、三原2丁目的一部分、三原3丁目的一部分、高尾町的一部分、本尾町、江平1丁目的一部分、江平2丁目的一部分、江平3丁目的一部分、大橋町、城栄町、青山町的一部分、若草町、金堀町的一部分、城山台1丁目的一部分、花園町、立岩町的一部分、富士見町、城山町、家野町、文教町、千歳町、若葉町、中園町、住吉町、住吉台町、赤迫1丁目、赤迫2丁目的一部分、赤迫3丁目、泉1丁目的一部分、泉2丁目的一部分、泉3丁目的一部分、花丘町、昭和1丁目、昭和2丁目的一部分、昭和3丁目的一部分、女の都1丁目的一部分、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、大手1丁目的一部分、大手2丁目、大手3丁目的一部分、けやき台町的一部分、川平町的一部分、三川町的一部分、三ツ山町的一部分、滑石1丁目、滑石2丁目的一部分、滑石3丁目、滑石4丁目的一部分、滑石5丁目、滑石6丁目、大園町、大宮町的一部分、北栄町的一部分、北陽町的一部分、虹が丘町的一部分、横尾1丁目、横尾2丁目的一部分、横尾3丁目、葉山1丁目、葉山2丁目、エミネント葉山町、岩屋町的一部分、西北町的一部分、若竹町的一部分、柳谷町、錦1丁目、錦2丁目的一部分、錦3丁目的一部分、音無町、西町的一部分、白鳥町、清水町、緑が丘町、江里町、三芳町、油木町的一部分

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

### 財 産 処 分 承 認 申 請 書

年度長崎市まちづくり団体活動費補助金により取得した財産を処分したいので、長崎市まちづくり団体活動費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

#### 1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造、規模及び数量
- (4) 所得年月日及び経過年数
- (5) 残存年数
- (6) 事業種目・種類、総事業費、補助額及び補助率
- (7) その他（施設の目的等）

#### 2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 市費納付金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

#### 3 利用実績

第2号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所  
氏名  
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで補助金の額を確定した長崎市まちづくり団体活動費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額（市が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

- 3 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

- 4 添付書類（2で補助金返還相当額がある場合）

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- ・ 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）
- ・ 2の金額の積算内訳書等